

議案第 55 号

北本市行政・文化拠点特別用途地区建築条例の制定について

北本市行政・文化拠点特別用途地区建築条例を次のように制定する。

平成 23 年 8 月 29 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市行政・文化拠点特別用途地区建築条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条及び第 50 条の規定に基づき、行政施設、文化施設その他の公益施設が集積している地域の特性を活用した土地利用の増進を図るとともに、隣接する地域の生活環境を保護するため、特別用途地区内における建築物の建築の制限等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政施設 市の事務又は事業を行う庁舎（支所を除く。）の用に供する建築物をいう。
- (2) 文化施設 芸術文化活動の用に供する劇場、社会教育活動の用に供する集会場その他これらに類する施設であると市長が認めた建築物及び建築物の部分をいう。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された北本市行政・文化拠点特別用途地区の区域に適用する。

（建築物の制限の緩和）

第4条 前条の区域内においては、法第48条第4項の規定にかかわらず、行政施設又は文化施設を建築することができる。

（建築物の敷地の制限）

第5条 行政施設又は文化施設の敷地は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。ただし、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の敷地については、この限りでない。

(1) 幅9メートル以上の道路（地区計画の地区計画整備図に表示する区画道路を含み、隅切り部分を除く。）に2メートル以上接すること。

(2) 敷地面積は5,000平方メートル以上とすること。

（建築物の高さの最高限度）

第6条 行政施設又は文化施設の高さは、20メートル以下でなければならない。

（壁面の位置の制限）

第7条 地階を除く階数が3以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える行政施設又は文化施設の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路の境界線までの距離は、隣地境界線にあつては5メートル以上とし、道路の境界線にあつては3メートル以上としなければならない。ただし、渡り廊下その他の通行若しくは運搬の用途に供する建築物の部分の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路の境界線までの距離については、この限りでない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条から第7条までの規定に違反した場合における当該建築物

の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

- (2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 5 条から第 7 条までの規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第 1 号の違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第 1 項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。